特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同条の表中「四千百六十一万三千円」を「四千三百八十一万五千円」に改める。

第二条中「平成二十六年」を「平成二十七年」に改め、同条の表中「三千六百九十万六千円」を「三千七百九十九万四千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十条第二項、第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第一項並びに第四十八条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

環境大臣　望月　義夫

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第二十三条（第四号ハ(3)及び第五号並びに第六号並びに第二項を除く。）の規定の例による。」を「次のとおりとする。」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十三条（第一項第四号ハ、第五号及び第六号並びに第二項を除く。）の規定の例によること。

二　運搬車を用いて除去土壌の収集又は運搬を行う場合には、当該運搬車に次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書面を備え付けておくこと。

イ　国、都道府県、市町村、法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者又は同条第三項に定める土地等の所有者等（以下「国等」という。）及びこれらの者の委託を受けて除去土壌の収集又は運搬を行う者（ロにおいて「一次収集運搬受託者」という。）　その旨を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面（ロにおいて「必要事項書面」という。）

(1)　収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　収集又は運搬する除去土壌の数量

(3)　収集又は運搬を開始した年月日

(4)　収集又は運搬する除去土壌を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先

(5)　除去土壌を取り扱う際に注意すべき事項

(6)　事故時における応急の措置に関する事項

ロ　国等と一次収集運搬受託者との間の委託契約に係る契約書に一次収集運搬受託者の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が記載されている者　その旨を証する書面、当該者が一次収集運搬受託者又は当該契約書にその氏名若しくは名称が記載されている他の者から委託を受けていることを証する書面及び必要事項書面

第五十九条第一号中「受託者が受託業務」を「委託を受けて除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置又は除去土壌の収集、運搬若しくは保管（以下この条及び次条第六十三条において「除去土壌収集等」という。）を行う者（以下この条において「受託者」という。）が受託業務」に改め、同条第七号を削り、同条第六号イ中「、収集、運搬又は保管」を「又は除去土壌収集等」に改め、同号ロ中「量」を「数量」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「自ら又は第十号に定める基準に従って他人に委託して」を「次に掲げる者に該当する場合は、自ら」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等を行う者

ロ　国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者の委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵を行うために必要な施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

第五十九条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　受託者が、いかなる方法をもってするかを問わず、受託業務を一括して他人に委託しない者であること。

第五十九条第八号を次のように改める。

八　国等から土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の委託を受けた者（以下この号から第十号までにおいて「一次除染等受託者」という。）が受託業務を委託する場合は、一次除染等受託者が次に掲げる事項を記載した書面を国等に提出し、当該委託についてあらかじめ国等の書面による承諾を受けていること。

国等に提出した書面に記載した事項に変更が生じたときも、同様とする。

イ　当該一次除染等受託者の受託業務に係る委託を受ける者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次除染等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受ける者に限る。）を含む。）の氏名又は名称

ロ　当該者が行う土壌等の除染等の措置又は除去土壌収集等の内容

ハ　当該者が第一号から第五号までに掲げる基準に適合する者であること

第五十九条第十号を削り、同条第九号中「委託契約には、受託者」を「国等と一次除染等受託者との間の委託契約には、一次除染等受託者又は第八号の規定により国等の書面による承諾を受けた者」に、「第四号」を「第五号」に改め、「とき」の下に「及び一次除染等受託者が第八号の承諾を受けずに受託業務を委託したとき」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九　次のイ及びロに掲げる書面は、それぞれ当該イ及びロに定める日から五年間保存すること。

イ　第七号に規定する委託契約書及び書面　その委託契約の終了の日

ロ　前号に規定する書面　国等と一次除染等受託者との間の委託契約の終了の日

第六十条の次に次の一条を加える。

（代行の要請を行うことができる者）

第六十条の二　法第四十二条第一項の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者

二　法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等

第六十三条の見出し中「除去土壌等の処理」を「除去土壌収集等」に改め、同条第一号本文中「除去土壌の収集、運搬又は保管の」を「除去土壌収集等の」に、「収集等受託者」を「一次収集等受託者」に、「委託を受けて当該除去土壌の収集、運搬又は保管を行う者」を「受託業務に係る委託を受けた者（当該受託業務が数次の委託契約によって行われるときは、国等と一次収集等受託者との間の委託契約の後次のすべての委託契約の当事者（委託を受けた者に限る。）を含む。）」に改め、同号イ中「収集等受託者から委託を受ける」を「除去土壌収集等に係る」に改め、同号ニ中「収集等受託者」を「一次収集等受託者」に、「が除去土壌の収集、運搬又は保管を委託しようとする者として」を「の受託業務に係る委託を受ける者としてその氏名又は名称が」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「自ら収集等受託者から委託を受ける業務」を「次に掲げる者に該当する場合は、自ら受託業務」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　国、都道府県、市町村又は法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者から委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第四項の中間貯蔵を行うために必要な施設への除去土壌の運搬のための収集、当該運搬及び当該運搬に係る一時的な保管を除く。）を行う者

(2)　法第三十五条第三項に定める土地等の所有者等の委託を受けた者から委託を受けて除去土壌収集等を行う者